

令和2年度

船舶機械施工確認業務

特記仕様書

令和2年 3月

国土交通省関東地方整備局

1. 業務概要

本業務は、港湾業務艇(航路調査船を含む)、海洋環境整備船及び機械設備等(以下、「業務艇等」という)の点検整備に係る施工確認業務を行うものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 履行期間

契約締結日から、令和3年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

3. 業務内容

| 業務名称 | 業務内容 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|------------|----------|-----|----|----|
| 船舶機械施工確認業務 | 協議・報告 | 回 | 2 | |
| | 施工状況等の確認 | 回 | 57 | |
| | 提出書類等の確認 | ケース | 10 | |
| | 成果物 | 式 | 1 | |

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1)管理技術者等は、安全に留意し事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2)管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務計画、業務実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

4-3 業務内容

- (1)本業務の対象業務数および対象業務案件毎に実施する業務内容については別表に示すとおりとする。なお、対象業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(2)施工状況等の確認

別表に示す対象業務案件毎に実施する業務内容の詳細については以下に示す。

1)業務打ち合わせ

事前に対象業務案件の業務計画書等について設計図書との照合等を行うとともに、当局と対象業務受注者が行う業務打合せに臨場し、打合内容を取りまとめるものとする。

2)事前現地踏査での確認

業務艇等の係留場所又は設置場所において、事前に劣化や損傷箇所等の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

3)船舶上架又は入渠後の確認

船舶の上架又は入渠後に、運航時は不可視部分となる喫水線下部等の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

4) 整備状況の確認

業務艇等の整備状況の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。
 なお、実施回数の変更を行う必要が生じた場合は、調査職員と受注者が協議し決定するものとする。

5) 海上試運転等の確認

業務艇等の整備後の海上試運転又は試運転に立会い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

6) 完了検査の立ち会い

受注者は、調査職員の指示に従い、完了検査、指定部分検査に臨場し、検査時の議事内容のとりまとめを行うものとする。

(3) 提出書類の確認

対象業務案件毎に設計図書等に基づき、施工管理に関する提出書類の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

4-4 実施体制

(1) 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格等を有する技術者であるものとする。

| 区分 | 資格等 |
|-------|--|
| 管理技術者 | ①技術士(総合技術監理部門一(建設、船舶・海洋又は機械)、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門) ②APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical) ③土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ④一級土木施工管理技士 ⑤「小型船造船業法第11条第1項」に定める主任技術者の資格要件を満たす者 ⑥(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II) ⑦RCCM(港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門)。但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 |

(2) 土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

(3) 本業務を円滑に実施するために、担当技術者の資格は以下のいずれかの資格等の保有者であるものとする。

| 区分 | 資格等 | 員数 (参考資料) |
|-------|--|--------------------------|
| 担当技術者 | ①技術士(総合技術監理部門一(建設、船舶・海洋又は機械)、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門) ②APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical) ③土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ④一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士 ⑤「小型船造船業法第11条第1項」に定める主任技術者の資格要件を満たす者 ⑥(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II) ⑦RCCM(港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門)。但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 | 「施工状況等の確認」 2人/回以上 |

4-5 協議・報告

(1)本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

4-6 成果物

業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R又はDVD-R 2部

5. 貸与資料

(1)本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。

- 1)対象業務の設計資料等(特記仕様書、図面)
- 2)その他必要と認められる資料等

6. その他

(1)本業務を実施するにあたり、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。

(2)対象業務の実施場所は、後日通知する。なお、「施工状況等の確認」に要する旅費は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(3)本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

(4)技術提案

1)技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2)技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3)技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う

4)その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(5)業務実績情報登録の確認

受注者は、港湾設計・測量・調査等業務1-9提出書類の作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

- 1)受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
- 2)受注者は、1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について調査職員から確認を受ける。
- 3)「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

(6)配置技術者の確認について

1)受注者は、業務計画書(港湾等発注者支援業務共通仕様書 1-1-11 業務計画書)の業務組織

計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。

(7) 新技術活用について

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。

1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。

2) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。

(8) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定して計上しているため計上していない。

なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に契約変更するものとする。

(9) 本業務を実施するにあたり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。

なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

以上

別 表

| | 対象業務案件 | 施工状況等の確認（回） | | | | | | 計 | 提出書類等の確認（ケース） | 履行期間（参考） | 備考 |
|----|-------------------|-------------|-------------|---------------|----------|------------|------------|----|---------------|----------------------|------|
| | | ①業務打ち合わせ | ②事前現地踏査での確認 | ③船舶上架又は入渠後の確認 | ④整備状況の確認 | ⑤海上試運転等の確認 | ⑥完了検査の立ち会い | | | | |
| 1 | 茨城港湾業務艇 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年5月下旬 ~ 令和2年12月下旬 | |
| 2 | 東京湾中央航路航路調査船（1） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年6月上旬 ~ 令和2年9月下旬 | |
| 3 | 千葉港湾業務艇 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年6月上旬 ~ 令和2年10月下旬 | |
| 4 | 千葉港清掃兼油回収船 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年6月中旬 ~ 令和3年3月上旬 | 定期検査 |
| 5 | 鹿島港湾業務艇 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年6月上旬 ~ 令和2年11月下旬 | 定期検査 |
| 6 | 東京港湾業務艇 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年7月上旬 ~ 令和3年3月中旬 | 定期検査 |
| 7 | 東京湾中央航路航路調査船（2） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年7月上旬 ~ 令和3年2月上旬 | |
| 8 | 京浜港湾業務艇 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 令和2年9月下旬 ~ 令和3年3月上旬 | 中間検査 |
| 9 | 鹿島港機械設備（固定ジブクレーン） | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 令和2年12月中旬 ~ 令和3年3月下旬 | |
| 10 | 横浜技調機械設備（水理実験場） | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 令和2年11月下旬 ~ 令和3年1月下旬 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | 57 | 10 | | |

注意：履行期間（参考）については、業務の実施状況等により変更が生じる場合がある。